

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 太陽光発電施設の設置等に関する基準（建築指導課）	12

公布された法令のあらまし

●太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（規則第26号）

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の制定により太陽光発電施設等の設置に係る事業計画の届出制度を創設することに伴い、同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第26号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の届出)

第2条 条例第7条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、事業計画届出書（様式第1号）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の事業計画届出書の提出は、当該届出に係る事業区域の所在地を管轄する市町長を経由しなければならない。この場合において、当該事業計画届出書を受理した市町長は、当該届出に関する意見を付して、知事に進達するものとする。

3 第1項に規定する事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(近隣説明実施記録の様式)

第3条 条例第7条第1項、第3項及び第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。

(事業計画の変更の届出)

第4条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(届出を要しない軽微な変更)

第5条 条例第7条第3項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更

(2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

- ア 太陽光発電施設等に係る工作物（以下「工作物」という。）の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更（当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を伴わない場合に限る。）
- イ 事業区域内の森林又は緑地（以下「森林等」という。）の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更（当該森林等の面積の変更に係る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に限る。）
- ウ 工作物の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更（当該工作物について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限る。）
- エ 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽電池モジュールに係るものを除く。）の材料又は構造の変更
- オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更（近隣関係者）

第6条 条例第8条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者（工事完了の届出）

第7条 条例第9条（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事完了届出書（様式第4号）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する工事完了届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。（増設等の行為）

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるもの（これらの行為に係る工事の完了後において、その事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるものに限る。）とする。

- (1) 工作物の増設で、当該増設後の工作物の水平投影面積が増設前の水平投影面積の1.2倍以上となるもの
- (2) 工作物の移転、修理又は改造（以下「移転等」という。）で、当該移転等に係る工作物の部分の水平投影面積が当該工作物の水平投影面積の2分の1以上であるもの
- (3) 事業区域の面積を変更する行為であって、次に掲げるもの
 - ア 当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以上であるもの
 - イ 当該行為により増加する事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの
 - ウ 事業区域の面積が5,000平方メートル未満の太陽光発電施設等について、当該行為により事業区域の面積が5,000平方メートル以上となるもの（設置者の氏名等の変更届）

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書（様式第5号）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する設置者の氏名等の変更届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。（廃止の届出）

第10条 条例第11条の規定による届出は、廃止届出書（様式第6号）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。（国等の特例を適用する法人）

第11条 条例第15条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構

- (5) 土地開発公社（都道府県及び地方自治法第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
- (6) 日本下水道事業団

（国等における太陽光発電施設等の設置等に係る通知）

第12条 条例第15条第1項の規定による通知は、第2条、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うものとする。

（書類の提出部数）

第13条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定並びに附則第4項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）本則の表60の項の次に同表60の2の項を加える改正規定（次項及び附則第3項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務に係る部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第12条の規定は、条例附則第5項の規定による届出及び条例附則第6項の規定による通知について準用する。
- 3 条例附則第7項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項後段（条例第10条第1項において準用する場合及び条例附則第5項においてその例による場合を含む。）の規定による近隣説明実施記録の届出は、様式第2号の近隣説明実施記録を知事に提出して行わなければならない。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表60の項の次に次のように加える。

60の2 条例本則の表83の2の部に規定する規則で定める事務	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
--------------------------------	--

別表第1（第2条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域等の概要 (3) 工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他知事が必要と認める事項に関する設計の概要
2 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等

3 区域図	1/2, 500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
4 求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
5 現況図	1/2, 500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
6 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
7 配置図	1/1, 000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
8 平面図	1/500以上	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
9 立面図	1/500以上	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
10 断面図	1/500以上	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
11 完成予想カラー図		
12 反射光影響予測図		太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
13 造成計画平面図	1/1, 000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高

		(5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置
14 造成計画縦横断面図	1/1,000以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法
15 排水施設計画平面図	1/500以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
16 崖の断面図	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
17 擁壁の断面図	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
18 工作物の構造図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
19 管理方法説明書		(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他知事が必要と認める事項に関する概要
20 廃止後の措置を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
21 その他知事が必要と認める図書		他法令に関する許可等の写し等

別表第2（第7条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2 その他知事が必要と認める図書	他法令に関する許可等の写し等

別表第3（第9条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 変更内容の分かる図書	(1) 管理者等の変更の内容 (2) 管理の方法等の変更の内容 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の変更の内容

	(4) その他知事が必要と認める事項に関する変更の内容
2 その他知事が必要と認める図書	

別表第4（第10条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 廃止前の現況写真		廃止前の太陽光発電施設等の現況が分かるカラー写真
2 廃止後の措置を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
3 その他知事が必要と認める図書		

様式第1号（第2条関係）

事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例[{]第7条第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条第1項[}]の
規定により、次のとおり事業計画書を届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設等の管理の方法(廃止後において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 備 考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条、附則第3項関係）

近隣説明実施記録

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

 電話（.....）..... 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例[{]第8条第1項
 第10条第1項において準用する同条例第8条第1項[}]の
 規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- 注意
- 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元自治会等の名称及びその者が第6条各号のいずれに該当するかを記入してください。
 - 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
 - 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号（第4条関係）

変更後の事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 { 第7条第3項
第7条第4項
第10条第1項において準用する同条例第7条第3項
第10条第1項において準用する同条例第7条第4項 } の

規定により、年 月 日付けで届け出た事業計画について、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設等の管理の方法(廃止後において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 備 考	

- 注意 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第4号（第7条関係）

工事完了届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（第9条、第10条第1項において準用する同条例第9条）の規定により、年 月 日付けで届け出た事業計画に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

Table with 2 columns and 6 rows containing fields for installer name, business area, start/end dates, and receipt number.

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号（第9条関係）

設置者の氏名等の変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（.....）.....番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更を届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
※ 受理番号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号	
※ 備考		

- 注意 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第10条関係）

廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第11条の規定により、次のとおり太陽光発電施設等を廃止するので届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

告 示

兵庫県告示第400号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第6条第1項の規定に基づき、太陽光発電施設の設置等に関する基準を次のとおり定め、平成29年7月1日から施行する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

事項	基準

1 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項	(1) 斜面地における景観	主要な道路、市街地等から容易に望見できる斜面地においては、太陽光発電施設は、勾配がおおむね30度以下の箇所に設置されていること。
	(2) 独立峰等の景観	太陽光発電施設は、景観上重要な独立峰の頂部又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の部分に設置することを避けるとともに、当該頂部又は稜線により形成される景観に十分配慮した配置とすること。
	(3) 水面の景観	湖沼、ため池等の水面に設置する太陽光発電施設にあつては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合がおおむね50パーセント以下であること。
	(4) 法面の緑化	切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電施設にあつては、当該法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われていること。
	(5) 遮蔽措置	事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。
	(6) 反射光	太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれかの基準に適合するものであること。 ア 低反射性のものであること。 イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。
	(7) 色彩	太陽光発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。
	(8) 材料	太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。
	(9) 緑地の保全	森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する太陽光発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。 ア 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 イ 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。
2 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項	(1) 地盤の安定性の確保	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。
	(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、

	この限りでない。
(3) 擁壁の設置	切土等により崖（勾配が30度を超える土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われていること。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。
(4) 擁壁の構造	(3)により設置される擁壁の構造は、次のいずれの基準にも適合するものであること。 ア 安定計算等により、その安定性が確かめられたものであること。 イ 当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられたものであること。
(5) 法面の構造	切土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われていること。
(7) 排水施設の設置	事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）その他関係法令の規定に準じて定める(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。
(8) 排水施設の能力	事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
(9) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。
(10) 調整池の設置	太陽光発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。
(11) 設置不適地	事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域 イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険

		<p>区域</p> <p>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p>
	(12) 工事中の災害防止	太陽光発電施設の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
3 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項	(1) 構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであること。
	(2) 基礎	太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
	(3) 太陽電池モジュール	太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
	(4) 耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであること。
4 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項	撤去時の措置	<p>太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 工作物を速やかに撤去すること。</p> <p>イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
5 その他の事項	(1) 騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。
	(2) 保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。